

平成 28 年度 第 1 回住宅審議会議事要旨

日 時 平成 28 年 5 月 9 日（月） 14：00～16：00

場 所 兵庫県農業共済会館 4 階第 1・2・3 会議室

出席者 小森 星児委員、安田 丑作委員、檜谷 美恵子委員、張 健 委員、
山端 和幸委員、三輪 康一委員、野崎 隆一委員、松原 一郎 委員、
中野 則子委員、市川 禮子委員、柴田 眞里委員、門田ゆきえ委員、
福永 明 委員、新保 雅子委員、川嶋 実 委員、宮野 順子 委員、
赤松 清子委員、黒川 治 委員、大豊 康臣委員、越田 浩矢 委員、
入江 次郎委員、福元 晶三委員、北川 嘉明委員、中澤 一誠 委員

1 議事の概要

(1) 出席委員確認

24 名の委員の出席により審議会成立

(2) 審議事項

① 会長・副会長の選任

第 11 期住宅審議会の最初の会議であったことから、事務局から会長、副会長の選任を依頼。住宅審議会規則第 5 条に基づき、委員の互選により、第 10 期に引き続き、小森委員を会長に、安田丑作委員を副会長に選任した。

② 今後の住宅政策のあり方に係る審議の進め方について

事務局より説明の後、第 10 期に引き続き「今後の住宅政策のあり方検討小委員会」を設置すること等について承認された。

なお、小森会長から、小委員会は自由闊達な意見交換を行うため、また個人情報を取り扱うことがあるため、原則非公開とすること、ただしその内容は次回の本審議会で報告するとともに、小委員会の構成メンバー以外の住宅審議会委員が傍聴することは可能とすることが付言された。

③ 今後の県営住宅のあり方について

事務局より説明の後、審議。

④ その他（住生活基本計画（全国計画）について）

事務局より説明の後、意見交換

2 主な意見交換

(1) 今後の県営住宅のあり方について

【委員】

本日は、県営住宅の課題を集中的に議論いただきたい。資料 5 の p. 24 に追加すべきものや小委員会への注文、留意すべき点について、発言いただきたい。なお、県からの回答は、最後に一括して願います。

【委員】

若年世帯の非正規雇用の増大や、貯蓄ゼロ世帯の増加等、今ほど公営住宅が求められている時代はない。答申案について下記 3 点を理由に反対意見を表明する。

一点目は、県営住宅の管理戸数を 48,000 戸に縮減する点。将来の人口・世帯が減少することは示されているが、若年世帯や高齢者の低所得化による住宅困窮者の将来増加見込みが十分反映されていない。また、被災への備えも重要であり、災害

時の住宅ストックとしての期待が高まる中での縮減も受け入れられない。

二点目は、家賃減免制度の見直しを推進する答申案になっている点。2015年度から県営住宅の家賃減免制度の見直しが行われているが、多くの世帯で事実上の値上げとなり、また、県の周知不足により、家賃減免対象世帯の多くが家賃減免を受けられていない。

三点目は、復興借上住宅からの追い出しを推奨している点。復興借上住宅入居時に入居者に退去期日が十分周知されておらず、入居者に混乱が生じている。個々の事情に応じた協議による継続入居に向けた解決に取り組むべきであり、明渡し通知は撤回すべき。

【事務局】

管理戸数については、阪神・淡路大震災前の管理戸数を念頭に進めた。人口減少や今後の世帯減少、住宅総数に対する公営住宅の割合の他都道府県との比較、民間空き家の増加などの状況を総合的に勘案して妥当と判断した結果である。

【事務局】

家賃減免制度については、平成26年の住宅審議会答申を踏まえ、従前の課題解決のために見直しが図られたものである。ご理解いただきたい。

復興借上住宅の返還については、当初から入居期間は20年と案内してきた。明渡しについては丁寧に説明するとともに、年齢、健康状態、生活状況など個別事情に応じた対応を行い、入居者からも概ね理解・協力をもらって進められている。

【委員】

重要な指摘を受けたが、本計画は持続可能な県営住宅のあるべき姿を、小委員会を通じて検討した結果と理解しており、決して審議が足りないというわけではない。目標管理戸数も検討の結果出てきた数値である。

パブリックコメントでも管理戸数の問題について意見は出ていない。

【委員】

「住宅問題の解消は原則、住宅市場に委ね、それでは解決できない人に対して公営住宅を供給」という（民間・公共の）2分法的な図式が成立しなくなってきたと感じる。例えば空き家やゴミ屋敷の問題は、市場原理では解決できず、これを公（おおよげ）・地域の問題として捉えることは、この2分法とは異なる考え方である。

こうした考えをもとに、小委員会では、公助・共助を含めてソーシャルハウジングの考え方を徹底的に深めていくことが重要ということを一つの結論とした。また、小委員会は計画検討の場であるが、事業計画ではなく、住宅政策というポリシーを議論する場でもあった。しかし、答申案では十分反映されておらず残念である。

ソーシャルハウジングの考え方は、震災復興を経た兵庫県独自のあり方であり、財産であると思う。ポリシーを定め、ソーシャルハウジングをより一層充実させていくべき。また、本計画では、こうした考えのもと、公営住宅については、過度なものを適切化していくということで目標管理戸数の数値が出された。

【委員】

公営住宅だけで住宅困窮世帯を全てカバーすることは困難であるし、それがふさわしいとも言えない社会となっている。様々な工夫が必要であり、民間住宅をうま

く活用しなければ、公営住宅以外の部分で矛盾も生じる。

ただし、全ての民間住宅を直ちに使えるわけでないので、使える公的賃貸住宅については、ふさわしい形で供給していくことを重視すべきという計画となっている。

【委員】

日本の公営住宅は、低所得者だけでなく、中間所得層以下のかかなり幅広い層を対象とする一方、ひとり親世帯や外国人などの特定層は民間木造賃貸住宅などが対応してきた。今後こうした基本的な図式は変わらないと思うが、今後は外国人の問題なども増えてより対応が難しくなっている。

そうした中で、公営住宅だけでできることは限られており、住生活基本計画の中で考えていく必要があるだろう。貧困や住まいを取り巻く諸問題全てを公営住宅が先頭に立って解決する時代ではないと感じる。

<採決>資料2-3の答申案について採決し、賛成多数で採択された。

(2) その他（住生活基本計画（全国計画）について）

【委員】

全国計画を受けて、この点は県として力を入れたいという点はあるか。

【事務局】

高齢者の居住安定については踏み込む必要があると感じる。また、地方創生関係では人口増加を果たすため、若者がいかに住めるかを議論していく必要があると考えている。

【委員】

地方が大都市に住む高齢者に対してどれだけ期待し、また、どれだけ受入可能であるか疑問がある。大都市の問題を地方に求めていくことは可能か、地方が新たな対応の体制をとれるか、県がモデルをつくるのであれば意義があることだと思う。

【委員】

三世帯同居について、主体的に三世帯で暮らす世帯であれば良いが、強制的な流れに見える施策となると批判が生じる。参考資料 p.2 には「三世帯同居・近居等を促進」とあり国は多世代同居を促進する方向だが、強制に聞こえないような適切な表現を考える必要がある。

【委員】

全国計画の目標3に「住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保」とあるが、この対象世帯数は把握しているか。

【事務局】

数値は把握していない。

【委員】

住宅確保要配慮世帯は増加しており、公営住宅の目的を達成するためにも、将来の世帯数もみた上で施策を検討すべき。

【委員】

今後の審議会の進め方について。過去の審議会では、県下自治体のまちづくり・住宅政策の現場の見学及び意見交換会を行っていた。今回の審議会でもその機会が

設けられると良い。

【事務局】

見学については、今年度の住生活基本計画等の審議が一段落ついたところで検討させていただきたい。

今後のスケジュールについては、小委員会は2回程度実施し、それを経て住宅審議会を夏頃に予定している。なお、本計画は議会の議決対象となっているので、その点申し添える。